# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 プリマハム株式会社

【英訳名】 Prima Meat Packers, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松 井 鉄 也

【本店の所在の場所】 東京都品川区東大井三丁目17番4号

【電話番号】 03 (6386) 1833

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財経部長 渋 沢 秀 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番2号

【電話番号】 03 (6386) 1833

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財経部長 渋 沢 秀 雄

【縦覧に供する場所】 プリマハム株式会社西日本支社

(大阪市西淀川区竹島二丁目2番39号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

#### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき 金 2 円 配当総額 金447,075,224円

配当がその効力を生じる日

平成27年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- ・平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づく会社法(平成17年法律第86号)の改正により、定款の定めにより社外取締役でない取締役(業務執行取締役等を除きます。)および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第26条(取締役の責任の一部免除)および第33条(監査役の責任の一部免除)の規定の一部を変更する。
- ・株主への利益配分の機会の充実ならびに経営環境の変化に対応した機動的な配当政策および資本政策の遂行のために、会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を取締役会の決議により行うことができるよう規定を新設する。

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として髙田 和之を選任する。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として奥平 博之、佐藤 功一、江名 昌彦を選任する。

#### 第5号議案 取締役および監査役の報酬改定の件

今後の役員報酬の機動的な運用を可能とするため、取締役および監査役の報酬額の定めを月額から年額に改め、報酬額を改定する。

取締役の報酬額には、従来と同様使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、取締役の報酬額(確定金額報酬額)を年額300百万円以内(うち社外取締役分は30百万円以内)、監査役の報酬額(確定金額報酬額)を年額50百万円以内とする。

# (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成の割合
第1号議案 剰余金の処分の件	173,251	3,867	0	(注)	可決 (97.8%)
第2号議案 定款一部変更の件	173,219	3,899	0	(注)	可決 (97.7%)
第3号議案 取締役1名選任の件 髙田 和之	168,196	8,922	0	(注)	可決 (94.9%)
第4号議案 監査役3名選任の件 奥平 博之 佐藤 功一 江名 昌彦	154,084 150,376 134,450	23,034 26,742 42,668	0 0 0	(注)	可決 (86.9%) 可決 (84.9%) 可決 (75.9%)
第5号議案 取締役および監査役 の報酬改定の件	175,023	2,071	0	(注)	可決 (98.8%)

# (注) 各決議事項が可決されるための要件は次の通りです。

第1号、第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

第2号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

第3号、第4号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

#### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため議決権の数の一部は加算しておりません。